

高齢者施設等における事故報告対象施設等 管理者 様

上越市高齢者支援課長

高齢者施設等における事故報告の様式変更について（通知）

このことについて、新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長から別紙のとおり通知がありました。市では県からの通知に基づき、下記のとおり取り扱うことといたしますので、通知いたします。

今後も、より一層の事故防止対策に万全を期されるようお願いするとともに、施設等で事故が発生した場合は、入所者等の御家族等への連絡とともに、速やかに市への連絡も行うようお願いいたします。

なお、本通知は令和 7 年 4 月 1 日から適用し、令和 3 年 4 月 22 日付け上高第 15431 号は廃止します。

記

1 市への報告基準

(1) 下記の事故については、原則としてすべて報告すること

① 死亡に至った事故【電話で速やかに報告すること】

② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

③ 誤薬、盗難、傷害事件、行方不明、個人情報紛失 等

④ 重大な事故等【電話で速やかに報告すること】

ア 警察等の外部機関が関与したもの（例：不自然死、自殺、行方不明 等）

イ 報道機関に情報が伝わる可能性がある、又は既に伝わっているもの

ウ 事故原因や施設等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性があるもの

など

(2) 留意事項

・「事故」とは、施設等における福祉サービスを提供する全過程において発生したものであり、事業者の過誤、過失の有無を問わないものであること。

・施設、事業所内で起きた事故等が原因の場合のみ適用し、帰宅後の事故等は除くもの。ただし、施設等に関連したと思われる場合は、報告の対象とすること。

・施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること。

・事故原因がはっきりしない等、判断に迷う場合も報告の対象とすること。

・事故等の報告書の提出後、市で内容を確認し、不明な点等があれば各事業所に確認することがあるため、関係書類を整理しておくこと。

2 報告対象施設等

別添高齢第 66 号の 2 「高齢者施設等における事故報告の取扱いについて」（令和 3 年 4 月 12 日県通知）のとおり

3 報告方法

(1) 電話による報告

「1 市への報告基準」(1) の①、④に該当する場合は、速やかに電話で報告を行うこと。

(2) 事故報告書の提出方法

- ・別紙報告様式内の 1 から 6 の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に提出すること。（(1)の電話による報告をした案件も同様）
- ・その後、状態の変化等必要に応じて追加の報告を行うとともに、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告し、最終報告まで完了させること。ただし、第一報報告時に事故処理が完了している場合は、第一報兼最終報として、最終報にもチェックを入れて報告すること。
- ・原則、メールで報告すること。（個人情報保護の観点からパスワードを付与すること）メールでの提出が難しい場合は、郵送または持参で報告すること。

4 その他

(1) 事故報告書の様式を一部変更しているため、今後は新様式を使用してください。

<変更箇所>

- ・「4 事故の概要 事故の種別」に「離設」、「交通事故」及び「職員の違法行為・不祥事」を追加
 - ・選択式の項目をチェックボックス方式に変更
- ※「6 事故発生後の状況」に「独自項目追加欄」が追加されていますが、選択・記載不要です。

(2) 事故報告書の様式は市ホームページに掲載してあります。

<市ホームページの掲載場所>

トップページ>介護保険>事故・感染症報告

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/jiko-kansen.html>

(3) 市に提出された事故報告書は、個人情報開示請求の対象となります。あらかじめご承知おきください。

[問い合わせ・報告先]

上越市高齢者支援課 介護企画係
電話 025-520-5704（直通）
担当 池田
（4 月以降の担当：西條）
F A X 025-526-6115
メール kaigo@city.joetsu.lg.jp